

○宗像市スポーツ推進条例（案）

前文

健康で文化的な生活を営むことはすべての人に等しい権利です。スポーツは、心身の健全な発達、体力の保持増進、精神的な充足感などの源泉となり、健康で充実した生活につながる大きな一歩です。また、同時に地域の一体感や住民生活の活力を醸成し、まちづくりに寄与する力を育みます。

「いつでも」、「どこでも」、「いつまでも」スポーツに親しむことができる生活環境は、文化的な豊かさの表れです。玄界灘に面した私たちのまち宗像市は、美しい自然に抱かれ、いにしえより人々が行きかう歴史と文化の宝庫です。

この魅力ある住みよい宗像市を、なお一層幸福で豊かに生活できるまちにするのは市民すべての願いです。私たちはスポーツによる新たな風土を根付かせ、「スポーツで笑顔・元氣あふれるまちづくり」を実現するために、この条例を制定します。

（目的）

第1条 この条例は、スポーツの推進に関する基本理念を定め、市民、スポーツ関連団体及び事業者の役割並びに宗像市（以下「市」という。）の責務を明らかにするとともに、スポーツの推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、スポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって市民の健康の保持及び増進、明るく豊かな市民生活の形成並びに活力ある地域社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）スポーツ関連活動 スポーツをすること、若しくは観ること又はこれらを支援することをいう。
- （2）市民 市内に居住、通勤及び通学する者をいう。
- （3）スポーツ関連団体 市内においてスポーツ関連活動を行う法人その他の団体をいう。
- （4）事業者 市内において事業活動を行う全ての者をいう。

（基本理念）

第3条 スポーツは、年齢を問わず全ての市民一人一人が生涯にわたりその適性及び健康状態に応じて、自主的かつ自発的にスポーツに親しむことができるよう推進されなければならない。

- 2 スポーツは、とりわけ心身の成長過程にある子どもにとって、生涯にわたる健全な心身を培い、豊かな人間性を育む基礎となるとの共通認識の下、推進されなければならない。
- 3 スポーツは、スポーツを行う者の心身の健康の保持増進及び安全の確保が図られるよう推進されなければならない。
- 4 スポーツは、市民、スポーツ関連団体、事業者及び市が、それぞれの役割及び責務を理解し、相互の信頼の下に協働して推進されなければならない。
- 5 スポーツは、スポーツ関連活動を通じて、市民や他地域の人々との交流を促進し、地域経済の活性化及び市のイメージ向上につながるよう推進されなければならない。

(市民の役割)

第4条 市民は、自らがスポーツ関連活動の主体又は担い手であることを認識し、自らの健康及び体力の保持増進に努めるとともに、スポーツによるまちづくりに向け、相互に連携してスポーツ関連活動に参画するよう努めるものとする。

(スポーツ関連団体の役割)

第5条 スポーツ関連団体は、スポーツの推進に主体的に取り組むとともに、スポーツによるまちづくりの一翼を担っていることを自覚し、市民のスポーツ関連活動の支援に努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、スポーツ関連活動を行いやすい職場環境づくりに努めるとともに、スポーツによるまちづくりの一翼を担っていることを自覚し、市民のスポーツ関連活動の支援に努めるものとする。

(市の責務)

第7条 市は、第3条に規定する基本理念にのっとり、市の特性に応じた施策を総合的かつ計画的に推進しなければならない。

2 市は、スポーツ関連活動に関する環境を整備するよう努めなければならない。

3 市は、スポーツの推進に向け、市民、スポーツ関連団体及び事業者の総合調整を図らなければならない。

4 市は、スポーツの推進に関する施策を実現するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めなければならない。

(スポーツ推進計画)

第8条 市は、スポーツ基本法（平成23年法律第78号。以下「法」という。）第10条第1項の規定に基づき、スポーツの推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な計画（以下「推進計画」）を策定するものとする。

2 市は、推進計画を策定し、または変更したときには、遅滞なく、これを公表するものとする。

(スポーツ推進審議会)

第9条 市は、法第31条に規定するスポーツ推進審議会等として、宗像市スポーツ推進審議会を置く。

2 前項の宗像市スポーツ推進審議会に関し必要な事項は、条例で別に定める。

(顕彰)

第10条 市は、スポーツの競技会において特に優秀な成績を収めた者その他スポーツの推進に特に功績があったと認められる者の顕彰を行うものとする。

(委任)

第11条 この条例で定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。